

令和7年第2回大町町議会（定例会）会議録（第3号）							
招 集 年 月 日	令和7年6月9日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年6月12日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	散 会	令和7年6月12日	午前10時48分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	3 番	北 沢 聡		4 番	江 口 正 勝		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	高 田 匡 樹		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	吉 村 秀 彦		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長	灰 塚 重 則		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		子 ども 保 育 課 長	前 山 正 生		
	農 林 建 設 課 長	古 賀 九 州 男		教 育 委 員 会 事 務 局 長	井 手 勝 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 6 月 12 日

日程第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 治水対策について | (山下 淳也 議員) |
| 2. 大町の農業の未来についての提言 | (江口 正勝 議員) |
| 3. 稼ぐ自治体を目指せ！今や行政も稼ぐ時代だ | (江口 正勝 議員) |

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回大町町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。5 番山下議員。

○5 番（山下 淳也君）

おはようございます。5 番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問に移らせていただきます。

今年も出水期に入り、既に 10 日、おとといですね、大雨警報が発令されております。毎年この時期になると、多くの方が不安を抱かれております。

そこで、令和元年、3 年の水害を受け、計画、実施されております国の激特事業及び県、町が行っております治水対策事業の進捗状況と現時点での効果はどの程度なのか、お尋ねいたします。

また、町民の方から、ポンプは増強、増設されたものの、大潮の満潮時と大雨が重なればポンプを作動されないのではないかという不安をお聞きいたします。満潮時と大雨が重なっ

た場合、どのようになるのか、お尋ねいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

山下議員の御質問にお答えします。

まず1点目、国の激特事業、その他、県、町の事業の進捗ということでございます。

国は、令和元年8月豪雨被害による六角川流域の大規模な浸水被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業を採択し、数々の対策を実施しています。令和5年度までに高橋排水機場における排水能力を毎秒50トンから毎秒60トンに増強する工事や、ヨシの繁茂抑制対策が完成しています。また、令和7年3月28日には六角川流域水害対策計画が策定され、特定都市河川浸水被害対策法の改正で創設された様々な補助事業を活用することで、これまでの特定都市河川流域における水害対策を計画的かつ効果的に進めることができるようになりました。

六角川上流域でしっかりと雨水を貯留するための対策を国、県、市で対応できる体制が整ったことから、今後、大町町を含む六角川下流域の水位低減に寄与する治水対策が講じられる計画となっております。

なお、現在整備中である六角川洪水調整池の整備については、引き続き調整池に流入させるための河道整備や関係者との調整が進められていると聞いております。

県では、激特事業にて広田川排水機場の整備が令和7年3月に完成し、現在運用がなされています。なお、排水能力は毎秒5トンとなっております。

また、武雄市北方町の焼米ため池を活用した流域治水対策として進められていた事前放流施設の工事については令和5年度に完成をしています。1日で20万トン排水する機能があり、六角川の干満を勘案しながら、大雨時に焼米入江に排水がなされます。

町では、下湊排水機場が令和3年8月豪雨により被災したことから、既設ポンプ整備等の復旧工事や止水壁の設置工事については令和5年度に完成をしました。機能強化を目的とした増設ポンプ工事については令和6年8月に運用を開始し、排水能力は毎秒7.5トンから毎秒10.5トンと約1.5倍に強化をされています。

また、境川樋管及び現場樋管にそれぞれ0.3トンの排水ポンプを設置するため現在設計を行っており、令和8年度に運用開始を予定しています。令和4年度に導入した移動式排水が

ンプ、毎秒0.5トンと併せ、状況に応じた排水に取り組んでまいります。

なお、事業効果につきましては、これまでの河道整備等により、令和3年8月豪雨と同じ規模の洪水が発生した場合でも、対策実施前の六角川水位と比較して武雄市北方町の新橋地点において約80センチ六角川の水位を下げることができ、ポンプ運転調整を回避する効果が見込まれております。

また、令和3年8月出水の降雨を基に解析された浸水シミュレーションによると、本町の家屋の床上浸水戸数は約260戸から15戸程度に減少いたします。さらに、武雄市の六角川洪水調整施設池が完成すると、10戸程度に減少すると試算がされているところです。

2点目のポンプの増設は行われたが満潮時に排水できるかという御質問に対してですが、まず、排水ポンプの運用についてです。干潮前後の六角川の水位が低いときは、自然排水により内水路から排水が行われます。逆に、満潮前後や大雨により六角川の水位が内水路より高くなると自然排水が止まる。このとき、次の干潮に向けて自然排水が始まるまでに内水路の氾濫が起こるという想定がある場合に、必要に応じて排水ポンプを稼働いたします。このことから、排水ポンプの出番は主に満潮時ということになります。この後、ポンプ稼働中に六角川の水位が下がれば、ポンプの稼働を止め自然排水に切り替えます。雨が続けている場合はこれを繰り返すということになります。しかし、大雨時は六角川上流でも排水をされていますので、干潮時もあまり水位が下がらない場合もあり、排水ポンプを稼働し続けるということになります。

なお、六角川の計画高水位到達による運転調整、いわゆる停止の要請ということになりますが、大町町では実施された実績はありません。令和元年及び令和3年は六角川上流部からの水と排水氾濫によりポンプが浸水したためポンプ停止となりましたが、大町町付近における六角川の水位自体はまだ排水可能な水位でございました。

現在、国の激特事業により六角川の水位低下対策を講じられており、下渦排水機場の耐水化と併せ、ポンプの稼働停止及び運転調整のリスク軽減が図られているところです。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

これまでの治水対策事業に伴って、外水に対しての不安はないと解釈してよろしいと思いますが、六角川の特長といいますか、堆積がすごいというところがあると思います。上流部

分でしゅんせつが行われているのはちょこちょこ目にしますけれども、大町町よりも下流の部分に対してのしゅんせつ等が行われているのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

御質問は六角川の河道部分ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

下流につきましては、どこまでというのは後ほど確認をさせていただきたいと思いますが、大町橋上流、これより下流においてもヨシの繁茂抑制というところで調整池が河道の中に入っております。それに伴い、河道のほうも一定の掘削、しゅんせつはされております。本線のところはちょっと技術的にもというところですが、河道については掘削、しゅんせつが一部されているところでございます。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

こうなりますと、問題は内水ということになると思いますけれども、ポンプも増強されましたので、速やかにそのポンプのところまで流れるような水路体系の確立なども必要と思います。よくニュース等で耳にしますが、田んぼダム等の「ためる」という部分での事業は大町町では行われないのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

御質問の田んぼダムについてです。

田んぼダムというのは、浸水エリアの上流域の水田を活用して貯水ポケットということで利用して、下流域、浸水エリアへの水の流出を抑制するという取組になります。ただ、大町町においては平たん部が浸水エリアということになります。その上流部ということになりますと、中山間地というところになるんですけれども、中山間地の農地については水田も面積もさほど多くないということと、山間部の農地はのり面も高くて、水をため過ぎると崩落の危険があるというところもございまして、ちょっと現時点で大町町での田んぼダムの取組は難しいのかなというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

今後の状況等も見ましてですけれども、長雨の場合は多分対応ができるのかと思いますけれども、短時間の、時間にして100ミリとか降った場合ですね、町の水路体系等に問題はございませんでしょうか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

国道より上流というか、北側の水路については曲がりも多くて課題も多いと思っております。ただ、水路の改修ということになりますと、現在住まわれている方、住居の問題とか用地的な問題とか、あと国道と線路を横断しないといけないという様々な問題もありますので、現在とはとにかく排水ポンプの増設と下流域での水位を低下させ、上流部にもそれを波及させるという方向性で対応しているところです。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

治水対策は人命、また財産を守る事業ですので、今後の状況等を鑑みながら、いろいろな治水対策を今後も続けていって、頑張りたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

おはようございます。4番江口でございます。今回は2問の質問をさせていただきます。

今回は質問というよりも提案という内容の意味合いが強いんですけれども、1つは、大町の農業の未来についての提言、もう一つは、稼ぐ自治体を目指せ！今や行政も稼ぐ時代だということについての質問でございます。

まず最初に、大町の農業の未来についての提言ということで、質問通告書を読ませていただきます。

今、たまたまタイムリーな話題というか、米問題が新聞、テレビ等で毎日のように報道されていますけれども、値段が高いとか、あるいは下がったとか、ああだこうだとかという問題で大騒ぎになっていますけれども、庶民感覚として、当然日本人の主食の問題でございすから、町民の関心も高いものと思われます。

質問趣旨、日本人の主食である米の高騰が庶民の家計を圧迫している。日本の食料自給率は、先進諸国（G 7）の中で最下位の38%。未来の日本の食料はどうなるのか。いざというとき、飢餓することなく十分に食べられる備えはあるのか。

翻って、大町の農業の未来はどうか。農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が進行している状況下で、夢の持てる農業の維持はできるのか。大町の農業の現状について伺うとともに、あるべき姿の提案を行います。

皆さんも御存じだと思いますけれども、食料自給率38%。ちなみに、G 7の食料自給率は、2021年の統計ですけど、カナダが204%、フランス121%、アメリカ104%、ドイツ83%、イギリス56%、イタリア55%、大体50%以上、国によっては100%を超えていると。日本だけが38%。これはかなり異常な数字だと私は思っております。

食料安全保障という言葉がありますけれども、食料はまさに安全保障の問題なんですね。もし農産物の輸入がストップされたらどうなるか、大変なことになりますね。東京大学の先生のお話でいうと、日本は食料だけじゃなくて、肥料や飼料もかなりの部分で輸入していると。これを合わせると、実質的な自給率は10%ぐらいじゃないかという話もあるくらいでございす。

ちなみに、参考までに日本国内の自給率を調べてみました。北海道218%、秋田196%、山形145%、新潟117%、青森116%、岩手106%、100%以上の道県が6道県。喜ぶべきかどうか、佐賀県は7位、99%、ほぼ100%の自給率を誇る。農業県ですから、それもそうだなと。逆に、都市部の東京はゼロ%、大阪は1%、神奈川は2%、こういう状況でございす。だから、何が言いたいかというと、まず、農業の問題点、課題、現状を共有することから始まって、それを踏まえて、地方で、大町でできることは何かないかということで具体的な質問をさせていただきます。

質問の部分と提案の部分と分けていますけれども、質問としては、1番、大町の専業農家の戸数と農業による平均年収は。2番、国や県からの農家への所得補償制度は。町独自の補償制度はあるのか。3番、後継者育成に対する補助や取組は行っているのか。4番、食糧危

機が発生した場合の町の対応策は。

大阪は自給率１％だから、ほとんどやっぱりよそから仕入れているわけなんですけれども、大阪のある市では、こういうことを想定して、ある農業生産自治体と協定を結んで、それで米を調達してもらっていると、そういう自治体もありますね。政治家としては、かなり先見の明がある対応じゃないかというふうに思ったりもしております。

提案、地産地消の勧め。大町の農業の活性化を促すため、学校給食や社員食堂などへ大町産の農産物を提供する考えは。これは農協の担当者に聞いたら、大町でも一部、大町産の野菜とかなんとかを学校給食なんかに提供しているというふうにちょっとだけ伺いました。

これが一番大事なことなんですが、農業は食料の生産だけでなく、農地を媒体にした自然との共生をもたらす。土地の荒廃を防ぎ、生態系を守り、昆虫や水生動物などの繁栄をもたらし、災害発生を抑制する効果がある。いわゆるふるさとの創生や維持ができる。その魅力を発信することで定年帰農——定年後、田舎に戻って農業を始めるということですね。定年帰農や、Ｕターンや、Ｉターンを推進できないか。Ｕターンは地元出身の方が帰ってくる、Ｉターンというのは、都会に住んでいる方々が地方で生活したい、農業をやりたいという方が対象ですけれども、定年帰農や、Ｕターンや、Ｉターンを推進できないかという提案です。

それと、これは調べてみてびっくりしたんですが、私は知らない言葉がいっぱい出てきました。「地域まるっと中間管理方式」や「半農半Ｘ」、半分農業、半分Ｘという言葉なんです。が、「半農半Ｘ」を取り入れ、里山の景観の維持と担い手の確保を進めてほしい。

最後に、プレミアム付商品券。今度８月に４千円の物価高対応の商品券が配られるということなんですけれども、私は生活困窮者の方を対象に米の現物支給を行ってほしいと。できれば１,０００世帯ぐらい。５キロ４千円として１,０００世帯で予算が４００万円。そんなびっくりするようなお金ではないので、これはぜひ町長に直接伺いたいと思っていますけれども、プレミアム付商品券のほかに米の現物支給というのを考えていただけないかというふうに思っております。

１回目の質問は以上でございます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

江口議員の御質問にお答えします。

私のほうからは質問の１、質問の２、質問の３、それと御提案の部分で７番についてお答えをさせていただきます。

まず１つ目、大町町の専業農家の戸数と農業による平均年収はということでございます。

農林業センサス2020では、大町町の総農家数は92戸とされております。このうち、販売農家として挙げられているのが74戸です。平均年収については現在統計がございませんでちょっと把握ができませんでしたが、参考までに、こちらは令和４年度の数字でございますが、統計では大町町の農業産出額が３億4,000万円となっているところです。

２つ目の御質問です。国や県から農家への戸別補償制度はという部分でございます。

国では、経営安定所得対策という制度が措置されております。麦や大豆などが戦略作物と位置づけられ、助成がされており、主なメニューとして、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金などがあります。水田活用の直接支払交付金については、水田にいわゆる減反作物として大豆や飼料用稲などを作付した場合に作物ごとの面積に応じて支払われる交付金です。また、地域の特色に合わせて使途を決定できるものとして、産地交付金というものがあります。本地域では、主要な露地・施設野菜に対する交付金や水田の有効活用を促すため、二毛作の実施に関する交付金が交付をされています。畑作物の直接支払交付金については、麦、大豆等の収穫量、品質に応じて交付金が交付されております。

最後に、収入減少影響緩和交付金ですが、米、麦、大豆などの当年産収入額の合計が天候不順などにより標準的収入額を下回った場合、その差額の９割が補填されるという交付金でございます。そのほか、農業共済制度や野菜価格安定基金制度と併せて、所得の安定を図る制度として措置がなされております。

県においてもさが園芸生産888億円推進事業等、各種農業への補助事業等が行われております。町でも、単独事業としては農業資材や燃料高騰対策を令和４年度と令和５年度に実施しておるところでございます。

３つ目の質問でございます。後継者育成に対する補助や取組は行っているかという御質問ですが、国では後継者を含む新規就農者に対する支援として、就農を目指す農業研修生に対し資金が交付される就農準備金や、一定の条件を満たす新規就農者に対し経営が安定するまで最大３年の経営資金の交付がされる経営開始資金、また、機械・施設導入を支援する経営発展支援事業等が措置されており、それぞれ町内の新規就農者にも活用されているところで

す。また、日本政策金融公庫において新規就農者向け資金も準備されており、こちらも同様に活用がされております。

県においても経営発展事業の一部負担や新規就農者向けの各種補助事業が行われています。

町では、今申し上げた事業、資金等の紹介や申請等の受付など、農林建設課農政係が窓口となりワンストップ就農窓口という形で就農相談を受け、県振興センターやJA、金融公庫、農業委員会等と連携し、技術面や経営・資金関係、農地確保等の支援、サポートを行っているところです。

続きまして、御提案の「地域まるっと中間管理方式」、「半農半X」という御質問でございます。

まず「地域まるっと中間管理方式」ということですが、佐賀県においては公益社団法人佐賀県農業公社が農地中間管理機構という機構に指定をされておりまして、現在では、農地中間管理機構が新規の農地の貸借権手続の大部分を担っています。農地所有者は中間管理機構に農地を貸し付け、中間管理機構がその農地を地域の担い手に転貸することで農地利用の集積・集約化を図ることができる制度として期待がされておるところです。

大町町でも水田のうち約半分の137.2ヘクタールがこの中間管理機構を通じて貸借が行われております。国道より南の平たん部においては農事組合法人がこの方式で大部分の集積を行っているという地域もございます。近年は施設園芸でこの制度を活用した新規就農の案件もありますので、こうした動きが広がればと思っております。

ただ、中山間地域については一部中間管理事業を活用した担い手への貸借もありますけれども、担い手不足や点在する農地の状況により、あくまで個別の貸借が中心で、地域全体での中間管理事業に取り組むというのはなかなか難しい状況だと認識をしております。

「半農半X」につきまして、こちらはなかなか佐賀県でもなじみのない言葉でございます。県のほうとかにも聞いたんですけれども、まだ始まったばかりというか、なじみのない言葉でございましたが、都市部からの移住者などが別の仕事をしながら農業に携わることなどという認識をしておるところでございます。定年帰農やIターン、Uターン推進とも関連すると思いますので、町の移住・定住対策と併せて今後研究をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

4 点目に、食糧危機が発生した場合の町の対応策はということですので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。これから先は私が答弁させていただきます。

まず、食糧危機が発生した場合の町の対応策はという御質問です。

国では、食料供給困難事態対策法が令和 7 年 4 月 1 日に施行をされました。ほかにも国民保護法など様々な事態を想定した法令があり、国民を守るための対策が講じられております。食糧危機を含め有事の際は、国、県と共に町民の皆様の安心・安全な生活の維持、保全のため、全力で職責を果たしていく覚悟でございます。

ちなみに、町では突発的な災害を想定して一定の非常食を確保しておりますが、これは議員が言われる食糧危機についてということではないのかなと思いますけれども、地方自治法とはかなりかけ離れておりますので、町には権限もないことから、国、県の指示の下、協働した対応になるかと思っております。

次に、農作物の提供についてということですが、まず、学校給食においては何かお聞きになられたということですが、県の学校給食会から J A に米を発注する際に大町産の米を指定していただき、その米が米飯委託業者で炊飯され、ひじり学園へ納入をされております。ほかにも指定時期に一定の量が確保できる農産物として、小ネギとかキュウリが納入組合を通じて町内産として使用をされております。

また、町内企業のうち数社において社員食堂があるようではございますけれども、それぞれの企業独自で運営をされておりますので、現時点で町が農産物の提供等をする考えはありません。

また、定年帰農や U ターン、I ターンの推進についてということでございます。

大町町内においては、国道以南や中山間地の一部の農村地区では、国、県、町がそれぞれ支出をする多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金を活用し、農業用施設の維持管理や水源涵養、環境保全を目的とした取組が農業者及び農業者以外の団体、住民も参画して行われております。こうした取組は農地の荒廃を防ぎ、ふるさとの維持の一助となっておりと考えております。

定年帰農や U ターン、I ターンなどは従来より一定数ありましたが、以前より減少しているというふうに感じております。人口減少に伴う定年延長や農業機械・資材の高騰なども要因の一つだと考えます。

県では、県内市町が条件を満たす移住者に対し支援金を交付することができる、佐賀県未

来につながさが移住支援事業補助金が今年度から実施をされており、本町でも要綱を策定し、取組を開始しております。

いずれにしても、農村地域に限らず、こうした事業のPRを行いながら、町の情報や魅力の発信などを積極的に行うことで定年帰農等の推進に寄与できるよう、各種定住関連施策と連携して取り組んでいきたいと思っております。

最後に、米の現物支給についてですけれども、米の価格高騰による御提案かと思います。金額がどうということではありませんけれども、本年度、町が発行する商品券は品目を絞っていませんので、米の価格高騰でお困りの方はお米を、ほかに必要なものがある方は必要なものを購入するために活用していただければと思います。したがって、米の現物支給は考えておりません。

今回、御提案をさせていただいている商品券につきましては、これは個人負担はありませんけれども、全町民の方にお1人様当たり4千円の交付をしていきたいというふうに思っております。これは今回の補正予算をお願いしておることでもありますので、議員の皆様には御理解をいただき、可決方よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。いろんな法律で助成制度があることはよく分かりました。

ただ、それにもかかわらず、皆さん御存じかもしれませんが、この間、東京でトラクター30台、デモ参加者3,000人の農業関係の方が大都会を練り歩いて、何とかしてくれと、所得補償をしてくれとか、そういうデモをやって、その関連の中で、何か米作りは時給10円だと、とんでもない数字まで出てきましたね。その計算根拠は、いろいろ人件費とか機械代とかを差っ引いたら実質の所得は1万円ぐらいで、それを労働時間で割ったら時給10円になったと。こういう状況下にあったら、後継者はやる気が出ませんわね。だから、私は個人的には、やっぱり所得補償等を通じて米作りに魅力が——米だけじゃないですよ、農業生産に魅力が持てると後継者も育つというような状況で補助をし、それで生産コストが上がるからということできなり消費者物価に反映したら、それはまた消費者が困っちゃうんですね。そこの逆さやのところは何とかやっぱり国の財政支援等で調整していただければなとい

うふうに思っているところでございます。

J Aの話によると、米を買う価格を概算金という言い方をするらしいんですけど、今年度は概算金が2万三、四千円で四、五千円アップするということで農民の方は大変喜んでおられるというようなお話も伺いました。

ちょっと確認ですけれども、いろんな国や県の法律に基づく助成制度とかというのはいっぱい聞きましたけれども、町独自で何か取り組んでいるということはあるですか。町が窓口になってやっているということでしたけれども、町独自でこういう農業に携わる人に対して補助をしているとかというのはあるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

先ほどの答弁の中で少し触れましたが、令和4年度と5年度に2年にまたがってですけれども、農業資材や資材高騰対策というところで約800万円の助成をしております。町単独でというのはほかはちょっとありませんけれども、各種機械の補助金とか、そういうものについては町の負担率という設定がなされているものもありますので、国、県の事業においても町が上乘せをして事業を行っているというものが数種ございます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

先ほどの農林建設課長の答弁の中で、いろんな助成制度等の相談窓口としての役割機能をしっかり果たしているということなので、そこにいろいろお金の問題とかも含めた相談もあるかと思いますが、町独自でお金を出すとかなんとかというのはなかなか大変でしょうけれども、少なくともしっかりと相談窓口の機能を果たして、困られている農家の方々の支援をバックアップしていただきたいというふうに思います。

町長、やっぱり米は駄目ですか。今、新聞、テレビで高齢者の方々が4時、5時から起きて、2千円の米を買うのにずらっと並んで、ちょっと悲しい思いをしましたけどね。今、米は物すごく喜ばれますよ。だから、これをもし実施したら、役場の評価、町長の支持率はほんと上がりますよ。100%間違いなし。先ほど答弁されましたけれども、状況が許せば、それも併せて——今後、米の供給状況とか売価状況が変わる可能性はありますけれども、やっ

ぱりかなり厳しい状況が続くのであれば、またその時点で御検討いただければとお願いして、1 番目の質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

答弁はよろしいですか。

○4 番（江口正勝君）

よろしいです。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4 番（江口正勝君）

2 問目の質問でございます。

稼ぐ自治体を目指せ！今や行政も稼ぐ時代だ、びっくりされた方もいらっしゃると思うんですね。税収を基に、福祉を含むあらゆる面で行政サービスをするというのが本来の行政の役割だ。だから、出費は当たり前のことで、そこに「稼ぐ」なんてとんでもない、そんな行政サービスができるかと思われた方もいらっしゃるかもしれません。

議員に定期的に配られている「ジチタイワークス」という雑誌があるんですけど、これを見ていたら、特集 2 番目、財源確保、「行政も稼ぐ時代、先をゆく自治体の手法と工夫は。」と、びっくりしましたね。山形県のある町では、かせぐ課をつくっちゃったんですよ。あわせて、つなぐ課というのをつくっているんです。かせぐ課をつくっちゃった自治体があって、とんでもないと思った——とんでもないというか、びっくりしました。

それにヒントを得て——行政が稼ぐのが目的じゃないんですよ。これは取り違えてもらってはいけないんですけど、行政はあくまでも町の発展と町民の福利厚生の上昇等に資する行政サービスをするというのが一番の最大目標であって、その手段として、稼いだ財源があればそれを利用すると。かせぐ課の役割は、行政のサービスアップのための財源として活用することですので、江口はとんでもないことを言っているな、かせぐ課で金を稼げと言っているのかと誤解されたらちょっと困りますけれども、そういうことではありませんので。

これは私が個人的に思いついたわけでもなく、「ジチタイワークス」の中にも取り上げられていますし、あと、県や国もそういう取組をしているんですね。佐賀県庁では 6 人に 1 人が民間経験者ということで、5 年連続で全国トップの数値を出して、要するに、民間人の発

想を取り入れてやろうということだと思いますけれども。

質問趣旨を読みますけど、行政の本来の役割は、住民の安心・安全を守り、福祉を向上させること。しかし、住民の高齢化等により社会保障費などが増加して財源不足になりがちなのが悩みの種。ところが、ある自治体ではかせぐ課を設置して、不足する財源確保に取り組んでいる。大町も既存の税收だけに頼らず、知恵を絞って大町にあるものを活用して収入アップを実現してほしい。この取組は職員の意識改革につながるとともに、町民の福利厚生の上にも寄与すると。

質問の1番目、大町に行政の効率化と収入アップを目指す「未来戦略課（仮称）」を創設してはどうか。資金調達の経験者などを外部採用して企業とのつながりを強化する。佐賀県では「多様性が組織の成長エンジンになる（山口知事）」との考えで民間経験者を多数採用している。発想の転換が必要だ。これに関して言うと、今言いかけてみたけれども、佐賀県の職員になる6人に1人が民間企業経験者、佐賀県が5年連続で全国トップの民間経験者の占める割合があると。

石破総理が進めている地方創生2.0というのがありますがけれども、その中でも、ふるさと住民を増やそうとか、あるいは、地域資源を生かした産業の高付加価値化も進める稼げる地方経済の実現へと、国レベルで「稼げる」という言葉を使っているんですよね。だから、唐突の話ではなくて、地方ももし稼げる要素があったら稼ぎましょうと。それはあくまでも、さっきも言いましたように、住民の福利厚生の上のために財源を確保する、あるいは、増額するという意味合いでのことです。近場でもいろいろやっていますね。みやき町なんかは「ふるまちPay」と。僕は全然のペイペイとかなんとかはよく分からんところがあるんですけども、スマホを使っているんなら便宜を図って関係人口を増やそうと。

関係人口というのは、これもあまり聞いたことのない言葉だなと思った。最近よく関係人口、関係人口と新聞の中に出てきますよ。関係人口というのは、直接その町なりに移住・定住するんじゃないで、よその地域に住みながらその町のことを応援、支援、一種のファンですね。だから、ふるさと納税の寄附金を入れるということも関係人口のありようかもしれませんけれども。そういうふうに、いきなりうちに来てください、うちに来てくださいと言ってもなかなか来られないけれども、取りあえず、関係人口として大町を支援、協力、あるいはアドバイスするような人を増やすことから始めようというような取組でございます。

具体的な内容としては、NFT、これも聞き慣れない名前だったんですけども、偽造不

可能なデジタルデータという意味らしいけど、ノンファンジブル・トークンとか、そういう略らしいですけど、そのNFTなどを生かしてデジタル住民や関係人口を増やして大町とつながりを持ったファンをつくる。町はイベント情報の発信や各種特典。だから、デジタル住民になっていただければ——もちろんお金は発生するんですよ。そういう住民の方々に、例えば、大町温泉の無料券を渡すとか、あるいは、町の花火大会とか「絆サンマ祭り」とか、そういうイベントがあったら案内して来ていただくとか。ある自治体は、町長の講演を無料で招待しますとか、そういうところもありましたよ。

だから、一応こういう便宜をある程度図りますよということをやりながら関係人口を増やして、それを最終的に移住・定住に結びつけられたらいいかなと。イベント情報の発信や各種特典、温泉券などを付与して来町していただき、大町で飲食したり、土産物を買ったり、大町の魅力を知ることにつながる。ここでアンテナショップふるさと館などは大いに活躍の場ができるんじゃないかと思っていますね。ただ物を売るだけじゃなくて、そういう形でもふるさと館のありようにつながる部分があるんじゃないかと思っています。

あと、遊休町有地の活用。今現在は山林や雑種地が中心だと思いますけれども、荒れ放題の状況になっていますので、要らないやつは販売するなり、賃貸するなり、ただ、どこに売ってもいいとかというわけじゃないですよ。ちゃんとそれを有効活用して、最終的には大町町、あるいは大町町民に何らかの形で還元できるというふうな条件をつけての販売、賃貸等を行ってはどうかと。国道34号のにぎわいの一環として、国道34号上に企業の広告看板を作って看板収入を得るとかね。

それと、企業版ふるさと納税の取組を強化して、最終的には稼げる大町、稼ぐ大町になったらいいなと思いますけれども、御答弁をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

江口議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは1点目のことについて、そして、2点目からは各担当課長に答弁をさせます。

まず最初に言わせていただきたいと思います。稼ぐ自治体を目指せと、まさにそういうふうに思います。どこの自治体もですけれども、私たちは早くから発想の転換が求められてお

りまして、常にそれを念頭に仕事をしております。その一環に、昨日の質問にありました、公益を目指したワインプロジェクトもあると申し上げておきたいというふうに思います。一般論として、稼ぐにはそれなりのリスクもありますけれども、何とか町民のため、公益のために頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。視点が違うだけで、大町ブランドをつくり上げて、いろんな波及効果を生み出していきたい、ふるさと納税返礼品をはじめ町の収入につなげていきたいというプロジェクトでございます。そういうことも含めて、今いろんな形で職員も一緒に稼げるのであれば、いろんな発想、アイデアで対応しているところでございます。ぜひ後押しをお願いしたいというふうに思います。

さて、未来戦略課、これは仮称でしょうけれども――等の創設についてでございます。

今申し上げましたとおり、私が町長になってから何度か事務の効率化、行政の課題への対応、課題解決を目的として機構の見直しを行っております。既に政策・戦略的な業務を所管する課として、企画政策課に人員を増やして多面的、多角的、そして効率的に対応しております。

また、人材も、先ほど県はどうだというふうに言っておられましたけれども、これも重要な課題だと認識をしておりますが、職員採用においてはより幅広い層から募集を促進するため、受験資格の年齢の引上げ等、採用方法の見直しにより民間経験者も応募しやすくなるなど、多様性を含め有能な人材確保に今努めているところでございます。

ただ、合併をしていない小規模な自治体では職員が少なく、雇用する職員数にも限りがあります。数千人規模の県のようにはいかないのが実情であります。現時点において現行の組織体制を基本として、今いる職員が最大限に能力を発揮し、いろんなアイデア、発想を駆使しながら行政運営を進めていく方針であり、新たな組織の設置は考えておりません。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

それでは、江口議員の２点目の御質問にお答えいたします。

２点目のＮＦＴは、ブロックチェーン技術を活用し、画像や動画などのデジタルコンテンツに唯一無二の識別情報を付与することで所有者や発行履歴を記録、証明する技術となっております。全国には約１,８００の自治体があると言われておりますが、その一部においてＮＦＴを活用した地域プロモーションが行われており、関係人口の増加や地域活性化の手段

として注目されています。しかしながら、N F Tの取得方法が分かりづらい、N F Tの本質的価値が住民や訪問者に伝わりづらい、運営体制やサーバー管理、専門人材の確保などの課題も表面化しております。先進的な取組であるがゆえに、継続的な運営と成果創出には高い専門性と明確なビジョンが求められています。

本町においても町の魅力発信や関係人口の増加は重要な課題と認識しておりますが、技術的に複雑なN F Tを活用するには、町としても専門人材の確保や長期的な運営体制の構築が必要であり、安易に導入すると逆に混乱や費用負担を招く可能性があることから、現時点ではN F Tの活用は将来的な選択肢の一つとして視野に置きつつ、当面は実績のある方法に取り組んでいくこととしております。

具体的には、町外からの集客が見込めるイベントの開催や町公式LINE、Instagramでの情報発信に加え、現在取り組んでおります「ゾンビランドサガ」を活用したアニメツーリズムでは県外から多くのファンが大町町を訪れていただいておりますし、SNS上でも大きな話題となり、反響があっているところです。こういった現実的な手法を用いることで大町町の認知度アップを図ることができていると考えておりますし、大町町を訪れていただくためのイベントやリピーター施策の充実を図ることが関係性を深められ、また、現段階では一番効果が見込めるものと考えております。

続いて、4点目の企業版ふるさと納税の取組についてでございます。

企業版ふるさと納税制度は、正式には地方創生応援税制と呼ばれ、平成28年度に創設された制度となっております。企業版ふるさと納税は、地方公共団体が策定したまち・ひと・しごと総合戦略に基づく地方創生のための事業について地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を経て開始できる制度となっております。

制度内容となりますが、企業版ふるさと納税は本社の所在地以外の地方公共団体に寄附を行った場合、その寄附額の最大9割が法人関係税から控除される仕組みとなっております。企業にとってのメリットは、地域社会への貢献として実質的な負担が1割程度で社会的信頼を得ることができ、自治体にとっては大変貴重な財源を確保できるという、双方にとってメリットのある制度となっております。

本町におきましても、令和5年度に認可を受け積極的に進めておりますが、現時点で寄附の受入れに結びついておりません。引き続き本町の魅力や地方創生に向けた取組への御理解と共感をいただけるよう、現在、委託事業者3社と契約を締結しておりますので、民間の知

恵を借りながらパンフレット等の作成、営業、ホームページ等での募集などを行ってまいります。

また、江口議員の御質問の遊休地の活用については、農林建設課長が御答弁申し上げます。
以上になります。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

遊休町有地の活用ということで答弁させていただきます。

まず、町有地についてですが、町の総面積が11.5平方キロメートルに対し、約1.98平方キロメートルで約17%を占めております。最も大きいのが山林で、保安林も含んでおりますけれども、0.56平方キロメートル、2番目がため池用地で0.3平方キロメートル、3番目が公衆用道路で0.29平方キロメートルという順番でございます。

現在でも可能な限り町有地の貸付けは行っており、現時点で電気、通信網に係る電柱等や福祉施設、公益団体、民間へ約8万平米の貸付けを行っており、令和7年度においては678万円の貸付料収入を見込んでおるところでございます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。678万円、ばかにできないよね。米が買えるよ。

いろいろ提案させていただきましたけれども、今すぐそれが全部できる、できないはともかくとして、江口が言ったことの中で、これはちょっと将来的にはやってもいいかなというのがおありになれば前向きに進めていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行につきましての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時48分 散会